

災害発生時における一時避難者の相互受入れに関する協定書

大阪市東淀川区（以下「甲」という。）と摂津市（以下「乙」という。）は、大規模な火災、地震等の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙の住民がそれぞれの市域外に避難する場合の一時避難者（以下「避難者」という。）受入れに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に避難者の受入れを行うことにより、次条に規定する地域（以下「対象地域」という。）に居住する住民（以下「対象地域住民」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

（対象地域）

第2条 対象地域は、次のとおりとする。

- （1）大阪市東淀川区井高野
- （2）大阪市東淀川区北江口
- （3）摂津市別府

（避難者の受入れ）

第3条 甲及び乙は、災害時において、対象地域住民が自己の属する市域への一時避難が困難となった場合において、当該市域外の住民であっても、それぞれ速やかに避難者として次条に規定する施設（第4条及び第7条において「受入一時避難施設」という。）への受入れを行うものとする。

2 甲及び乙は、対象地域住民を避難者として受け入れた後に、当該避難者が自己の属する市域の避難施設に避難できる状況になった場合は、それぞれ速やかに当該避難者を自己の市域内の避難施設に受け入れるものとする。

（受入一時避難施設）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ受入一時避難施設を決定し、文書により相互に通知を行うものとする。また、受入一時避難施設を変更する場合も同様の通知を行うものとする。

2 甲及び乙が受入一時避難施設を開設する場合は、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

（避難勧告等）

第5条 甲及び乙は、それぞれの市域に属する対象地域住民に対して避難勧告等を行う場合は、速やかに連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、対象地域住民に対する避難勧告等の情報伝達について、可能な限り行うものとする。

（避難者の報告）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき相手方の市域に属する対象地域住民を避難者として受入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。

（住民への広報等）

第7条 甲及び乙は、対象地域住民及び受入一時避難施設の属する市域に居住している住民に対する受入一時避難施設等に関する広報等をそれぞれの市において行うものとする。

（相互受入に伴う経費負担）

第8条 相手方の市域に属する対象地域住民の受入れに伴い経費が生じた場合は、原則として、当該住民を受け入れた市が当該経費を負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙のいずれからもこの協定の解除又は内容変更の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で更に1年間自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第10号 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成26年10月1日

甲 大阪市東淀川区
東淀川区長 金谷 一郎

乙 摂津市
摂津市長 森山 一正